

山口県報

令和3年
3月31日
(水曜日)

目 次

○規則
山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則(税務課).....



山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第六十号

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山口県税賦課徴収条例施行規則(昭和四十五年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別記第三号様式(その一)の(裏)、同様式(その二)の(裏)、同様式(その五)の(裏)及び同様式(その六)の(裏)中「若しくは収納代理金融機関」を「、収納代理金融機関若しくは収納の事務を委託したコンピュータシステム」に改める。

納税者住所・氏名

別記第六号様式(その二) 中

納税者住所・氏名欄の縦線表示

を

納税者

に改める。

納税者欄の縦線表示

別記第八号様式(その一)の(裏)、同様式(その二)の(裏)及び同様式(その五)の(裏)中「若しくは収納代理金融機関」を「、収納代理金融機関若しくは収納の事務を委託したコンピュータシステム」に改める。

別記第九号様式中

県の指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関
県税事務所

を

に改める。

県の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納の事務を委託したコンピュータシステム

別記第十号様式中「若しくは収納代理金融機関」を「、収納代理金融機関若しくは収納の事務を委託したコンピュータシステム」に改める。

別記第四十二号様式(その一) 中「(一般用)」及び「④」を削り、

「4 その他の目的()」を「4 自動車(登録番号)の抹消、名義変更等のため」に改め、同様式(その5 その他の目的())を削り、同様式(その二)を削り、同様式(その二)を同様式とする。

別記第五十三号様式から別記第五十三号様式の三までの規定中「若しくは収納代理金融機関」を「、収納代理金融機関若しくは収納の事務を委託したコンピュータシステム」に改める。

ア」に改める。

別記第五十四号様式中

「 法人事業税及び特別法人事業税の更正決定通知書」
法人事業税及び特別法人事業税の加算金決定

「(一) 一般用) 法人事業税及び特別法人事業税の更正決定通知書」
法人事業税及び特別法人事業税の加算金決定

「若しくは収納代理金融機関」や「、収納代理金融機関若しくは収納の事務を委託したコンピュータシステム」及び「⑩-⑫」や「⑩-⑪-⑫」に於て、回覧表や回覧表(の二)と同一様式に次のように加える。

第54号様式 (その2) (第23条関係)
(小売電気・発電事業用)

法人県民税の更正
法人事業税及び特別法人事業税の決定通知書
法人事業税及び特別法人事業税の加算金決定

第 年 月 日

所在地
名称 様

県税事務所長 印

地方税法第20条の9の3第4項・第55条・第72条の39・第72条の規定により、年月日から年月

日までの事業年度分について、下記のとおり法人事業税及び特別法人事業税の決定をしたので通知
連結事業年度分 法人事業税及び特別法人事業税の加算金の決定

します。不足税額(27、35、53)又は加算金額(59)に、注8による延滞金を加算して年月日までに、
県の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納の事務を委託したコンビニエンスストア又は
県税事務所へ納めてください。

記

Table with columns: 摘要, 課税標準, 税率, 税額, 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額, 兆:十億:百万:千:円. Rows include sections for (法人事業税) and (法人県民税) with various sub-items like 所得金額総額, 付加価値額, 資本金等, etc.

②の内訳		地方税法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業				重加算金								
		所得割	兆	十億	百万	千	円	付加価値割	兆	十億	百万	千	円	
③の内訳	資本割					収入割				分割基準	県民税	総数		
	地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業											山口県		
④の内訳	所得割									分割基準	県民税	総数		
	資本割											山口県		
	摘要											総数		
	地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額											山口県		
	課税標準									税率	700			
	税額									兆	十億	百万	千	円
	地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額									700				
	地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額									700				
	合計特別法人事業税額													
	仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額													
	租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額													
	既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額													
	この通知書により納付すべき特別法人事業税額													
	①-②-③-④													

注 / 法人税の 年 月 日の(再)更正・決定・(修正)申告に基づくものです。

2 年 月 日の更正請求に基づくものです。

3 貴本社所在地の都道府県知事からの通知に基づくものです。

4 年 月 日の当所の調査に基づくものです。

5 申告期限は 年 月 日であり、申告のあつた日は 年 月 日です。

6 関係都道府県の分割基準の数値は、右の表のとおりです。

7 延滞金を課さない期間は、
年 月 日から 年 月 日までです。

8 不足税額については、申告納付期限の翌日から納付の日までの期間（地方税法第56条第3項若しくは第4項又は第72条の4第3項若しくは第4項の規定により延滞金を課さない期間を除く。）の日数に応じ、不足税額（/,000円未満の端数のあるとき又は全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。）に年/4.6パーセント（この通知書に指定された納期限までの期間又はその納期限の翌日から/月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成/2年/月/日から平成25年/2月3/日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の//月30日を経過する時における日本銀行法第/5条第/項第/号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とする。平成26年/月/日から令和2年/2月3/日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第/5条の規定による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年/パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年/4.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年/パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。令和3年/月/日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年/パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年/4.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年/パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）を乗じて計算した金額の延滞金（/000円未満の端数があるとき又は全額が/,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。）を加算して徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

9 この処分について不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、山口県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所長を経由して提出してください。
また、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、山口県を被告として（この場合において、山口県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行若しくは手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又はその他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記第七十一号様式中

る。

指定金融機関又は
指定代理金融機関
県税事務所

を

指定金融機関、又は
指定代理金融機関、
又は県税事務所
指定代理金融機関
のコンピュータ
システムを委託し
た指定代理金融機
関又は県税事務所

に
改め

別記第七十八号様式中

る。

指定金融機関、又は
指定代理金融機関
県税事務所

を

指定金融機関、又は
指定代理金融機関、
又は県税事務所
指定代理金融機関
のコンピュータ
システムを委託し
た指定代理金融機
関又は県税事務所

に
改め

別記第四百四号様式中 「又は収納代理金融機関 県税事務所」や、「収納代理金融機関
若しくは収納の事務を委託したコンピュータ又は県税事務所」と改める。

別記第五百五号様式中 「6 有 (350万円控除) 「6 有 (175万円控除) 」に
8 7 無 無 7 有 (175万円控除) 」に
改める。

別記第五百十九号様式中 「若しくは収納代理金融機関」や、「収納代理金融機関若しく
は収納の事務を委託したコンピュータ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の山口県税賦課徴収条例施行規則に定める様式による
納税通知書等を印刷した用紙で残存するものについては、その残存分に限り、これに
所要の調整をして使用することができる。

令和三年三月三十一日
印刷
発行

発行人
所

山口県
知事
庁